

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定により指定された地域」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第41条第2項第2号に規定する国際物流拠点産業集積地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことに伴い、施設の設置に関する規定を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。